

山元町立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

1 計画の趣旨

法改正・文科省指針に基づき、町内の小中学校における教職員の働き方を抜本的に改善し、本来の指導業務に注力できる時間を創出することで、教育の質を高めることを目的とする。

- (1)教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立することで、子どもたちへの教育の質を確保する。
- (2)「業務の精選」「DX 推進」「外部人材活用」を柱に、本来業務（授業改善・児童生徒理解）に時間を振り向ける。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

計画の期間：令和 8. 4. 1～令和 13. 3. 31（5 年間）

◆本町の勤務実態（課題）と計画

区分		実態 (R6)	計画 (目標値)	
時間外在校等 時間	小	月平均 40 時間 (年間 480 時間)	1ヶ月 45 時間以内	1 年間における 1ヶ月平均 30 時間 (年間 360 時間以内)
	中	月平均 55 時間 (年間 660 時間)		
年休取得	小	14 日	15 日以上 (年休まとめ取り 10 日程度の設定)	
	中	9 日		
高ストレス者		13.2%	10%以下 (ストレスチェック 100%実施)	
健康リスクの値※1		79.9	80 以下	

※1 全国平均(基準値)100 を上回るほどストレスが高い状況

区分	計画 (業務量管理・健康確保措置 抜粋)
業務の精選	(1)通学路等の見守り(保護者・地域住民への地域移行)、放課後、校外見回り(警察、地域へ委ね原則行わない) 【学・教】 (2)行事・会議の軽量化、統合【学】 ☞予め会議時間を決める、同じような会議を統合させる等 (3)学校徴収金の標準化・集金の一元化等【教】 ☞令和 12 年度まで導入可否・検討 (4)校内清掃・休み時間対応・HP 更新の分担見直し【学】
教員以外が担う業務の 拡充(外部人材活用)	(1)ICT 支援員の計画的配置【教】 ☞2 名配置済み (2)SC・SSW の活用と校内ケース会議への 100%参加【学・教】 ☞令和 8 年度から SSW 体制見直し (3)コーチングスタッフ配置、部活動の地域移行・連携
事務・校務の DX 化	(1)連絡・文書・決裁・共有のデジタル化【学】 (2)学校業務 DX チェックリスト自己点検の達成率 60%へ【学】 ☞R8 年度から採点システム導入予定(中学校) (3)成績処理の自動化、帳票削減【学】
教育課程・日課表の見直し	(1)標準時数を大きく超えるカリキュラムの是正【学】 (2)年度当初の準備負担軽減【学】 (3)週当たり授業数の平準化【学】
健康確保措置	(1)月 80 時間超で医師面接を実施【学・教】 (2)終業から始業まで勤務間インターバル 11 時間の確保【学】 (3)ストレスチェック 100%実施【学・教】 (4)年休まとめ取り (10 日程度) の設定【学】 (5)月 4 回以上の定時退勤日【学】

3 計画の進捗管理・公表・総合教育会議

区分	計画（抜粋）
年度ごとの義務	(1)時間外在校等時間の実績を把握し、ホームページで公表【教】 (2)総合教育会議への年次報告【教】 (3)課題がある場合、学校長との面談・改善指導を実施。【学・教】 (4)毎年度末に計画の進捗評価を行い、必要に応じて計画を見直し【教】
総合教育会議※2の役割	(1)計画の進捗を確認し、町全体で教員の働き方改革を進めるため協議 (2)保護者・地域への周知の在り方も協議 (3)必要に応じ庁内部局（総務、福祉、子育て等）との連携を提言

※2 総合教育会議：地教行法に基づき、町長と教育委員会（教育長・教育委員）が協議する場

4 その他

○山元町学校運営協議会規則の改正

第4条 学校の校長は、次の各号に掲げる事について毎年度基本的な方針を作成し協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事。➡追加(R8.4.1 から)
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する**業務管理・健康確保措置の実施**に関する事。➡追加(R8.4.1 から)
- (3) 学校計画に関する事。
- (4) 施設管理及び施設整備等の整備に関する事。

学校運営協議会等での協議を踏まえ、管理職のリーダーシップのもと取り組みを推進することになる。(実施計画 P7 5-(4))